職 職 — 2 4 令和4年2月17日

各府省事務次官 殿

各外局の長 殿

各独立行政法人の長 殿

人事院事務総長

「育児休業等の運用について」の一部改正について(通知)

「育児休業等の運用について(平成4年1月17日職福-20)」の一部を下 記のとおり改正したので、令和4年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第1 総則関係	第1 総則関係
$1 \sim 7$ (略)	$1 \sim 7$ (略)
8 規則第3条第3号イ(1)及びハ	8 規則第3条第3号イ(1)及び第
、第3条の3第3号、第3条の	28条第2号イの「引き続き在
4並びに第4条第8号の「引き	職」するものであるかどうか又
続き採用」されるものであるか	<u>は規則第3条第3号イ(2)</u> 及びハ

どうかの判断は、<u>その</u>雇用形態が社会通念上中断されていないと認められるかどうかにより行うものとする。

 $9 \sim 14$  (略)

第2 育児休業の承認関係

 $1 \sim 4$  (略)

- 5 規則第3条第3号イ(2)の「人事院が定める非常勤職員」は、 1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。
- 6 規則第3条の3第3号ロの「 人事院が定める場合」は、次に 掲げる場合とし、同号ロに掲げ る場合に該当するかどうかの判 断は、育児休業の承認の請求が あった時点において判明してい る事情に基づき行うものとする。

(1) (略)

、第3条の3第3号、第3条の 4並びに第4条第8号の「引き 続き採用」されるものであるか どうかの判断は、それぞれその 雇用形態が社会通念上中断され ていないと認められるかどうか により行うものとする。

 $9 \sim 14$  (略)

第2 育児休業の承認関係

 $1 \sim 4$  (略)

- 5 規則<u>第3条第3号イ(3)</u>の「人事院が定める非常勤職員」は、 1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。
- 6 規則第3条の3第3号ロの「 人事院が定める場合」は、次に 掲げる場合とし、同号ロに掲げ る場合に該当するかどうかの判 断は、育児休業の承認の請求が あった時点において判明してい る事情に基づき行うものとする。

(1) (略)

- (2) 常態として規則第3条の3 第3号ロに規定する当該子を 養育している当該子の親(当 該子について民法第817条 の2第1項の規定により特別 養子縁組の成立について家庭 裁判所に請求した者(当該請 求に係る家事審判事件が裁判 所に係属している場合に限る 。)であって当該子を現に監 護するもの又は児童福祉法第 27条第1項第3号の規定に より当該子を委託されている 同法第6条の4第2号に規定 する養子縁組里親(以下この 項及び第14の第2項におい て「養子縁組里親」という。 )である者若しくは同条第1 号に規定する養育里親である 者(児童の親その他の同法第 27条第4項に規定する者の 意に反するため、同項の規定 により、養子縁組里親として 委託することができない者に 限る。)を含む。以下この項 において同じ。) である配偶
- (2) 常態として規則第3条の3 第3号ロに規定する当該子を 養育している当該子の親(当 該子について民法第817条 の2第1項の規定により特別 養子縁組の成立について家庭 裁判所に請求した者(当該請 求に係る家事審判事件が裁判 所に係属している場合に限る 。) であって当該子を現に監 護するもの又は児童福祉法第 27条第1項第3号の規定に より当該子を委託されている 同法第6条の4第2号に規定 する養子縁組里親である者若 しくは同条第1号に規定する 養育里親である者(児童の親 その他の同法第27条第4項 に規定する者の意に反するた め、同項の規定により、同法 第6条の4第2号に規定する 養子縁組里親として委託する ことができない者に限る。) を含む。以下この項において 同じ。)である配偶者(届出 をしないが事実上婚姻関係と

者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア~エ (略)

 $7 \sim 9$  (略)

第13 育児時間関係

 $1 \sim 5$  (略)

6 規則<u>第28条第2号</u>の「人事院が定める非常勤職員」は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

 $7 \sim 10$  (略)

第14 <u>各省各庁の長等が講ずべき</u> 措置等関係 同様の事情にある者を含む。 以下同じ。)であって当該子 の1歳到達日後の期間につい て常態として当該子を養育す る予定であったものが次のい ずれかに該当した場合

ア~エ (略)

 $7 \sim 9$  (略)

第13 育児時間関係

 $1 \sim 5$  (略)

6 規則第28条第2号ロの「人事院が定める非常勤職員」は、 1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

 $7 \sim 10$  (略)

(新設)

- 1 規則第32条第1項の規定に より、職員に対して制度等を知 らせるとともに職員の意向を確 認するための措置を講ずること は、職員による育児休業の承認 の請求が円滑に行われるように することを目的とするものであ ることから、各省各庁の長等は 、これを行うに当たっては、職 員による育児休業の承認の請求 を控えさせることとならないよ うに配慮しなければならない。
- 2 規則第32条第1項の「人事 院が定める事実」は、次に掲げ る事実とする。
  - (1) 職員が民法第817条の2 第1項の規定により特別養子 縁組の成立について家庭裁判 所に請求し、当該請求に係る 3歳(非常勤職員にあっては 、1歳。以下この項において 同じ。)に満たない者を現に 監護していること又は同項の 規定により特別養子縁組の成 立について家庭裁判所に請求 することを予定しており、当

該請求に係る3歳に満たない者を監護する意思を明示したこと。

- (2) 職員が児童福祉法第27条 第1項第3号の規定により養 子縁組里親として3歳に満た ない児童を委託されているこ と又は当該児童を受託する意 思を明示したこと。
- (3) 職員が、3歳に満たない児 童の親その他の児童福祉法第 27条第4項に規定する者の 意に反するため、同項の規定 により、養子縁組里親として 当該児童を受託することがで きない場合において、同条第 1項第3号の規定により同法 第6条の4第1号に規定する 養育里親として当該児童を委 託されていること又は当該児童を受託する意思を明示した こと。
- 3 規則第32条第1項の「人事 院が定める事項」は、次に掲げ る事項とする。
  - (1) 育児休業に関する制度

- (2) 育児休業の承認の請求先
- (3)国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第和33年法律第128号)第68条の2第1項に規定する育児休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項
- (4) 職員が育児休業の期間につ いて負担すべき社会保険料の 取扱い
- 4 規則第32条第1項の規定に より、職員に対して前項に規定 する事項を知らせる場合には、 次のいずれかの方法((3)に掲げ る方法にあっては、当該職員が 希望する場合に限る。)によっ て行わなければならない。
  - (1) 面談による方法
  - (2) 書面を交付する方法
  - (3) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいい、以下この(3)及び次項

(3)において「電子メール等」 という。)の送信の方法(当 該職員が当該電子メール等の 記録を出力することにより書 面を作成することができるも のに限る。)

- 5 規則第32条第1項の「人事 院が定める措置」は、次に掲げ る措置((3)に掲げる措置にあっ ては、職員が希望する場合に限 る。)とする。
  - (1) 面談
  - (2) 書面の交付
  - (3) 電子メール等の送信(当該 職員が当該電子メール等の記 録を出力することにより書面 を作成することができるもの に限る。)
- 6 各省各庁の長等は、規則第3 3条第1項各号に掲げる措置を 講ずるに当たっては、短期はも とより長期の育児休業の取得を 希望する職員が希望するとおり の期間の育児休業の承認を請求 することができるように配慮す るものとする。

- 7 規則第33条第1項第3号の 「人事院が定める育児休業に係 る勤務環境の整備に関する措置 」は、次に掲げる措置とする。
  - (1) 職員の育児休業の取得に関 する事例の収集及び職員に対 する当該事例の提供
  - (2) 職員に対する育児休業に関 する制度及び育児休業の取得 の促進に関する方針の周知
- 8 規則第34条第1項の「前年 度における職員の育児休業の取 得の状況として人事院が定める もの」は、同項の規定により報 告を行う日の属する年度(4月 <u>1日から翌年の3月31日まで</u> をいう。以下この項において同 <u>じ。)の前年度において子が出</u> 生した職員(任期付短時間勤務 職員、臨時的に任用された職員 及び規則第3条各号に掲げる職 員を除く。以下この項において 同じ。)の数、当該前年度にお いて育児休業をした職員の数そ の他職員の育児休業の取得に関 する必要な事項とする。